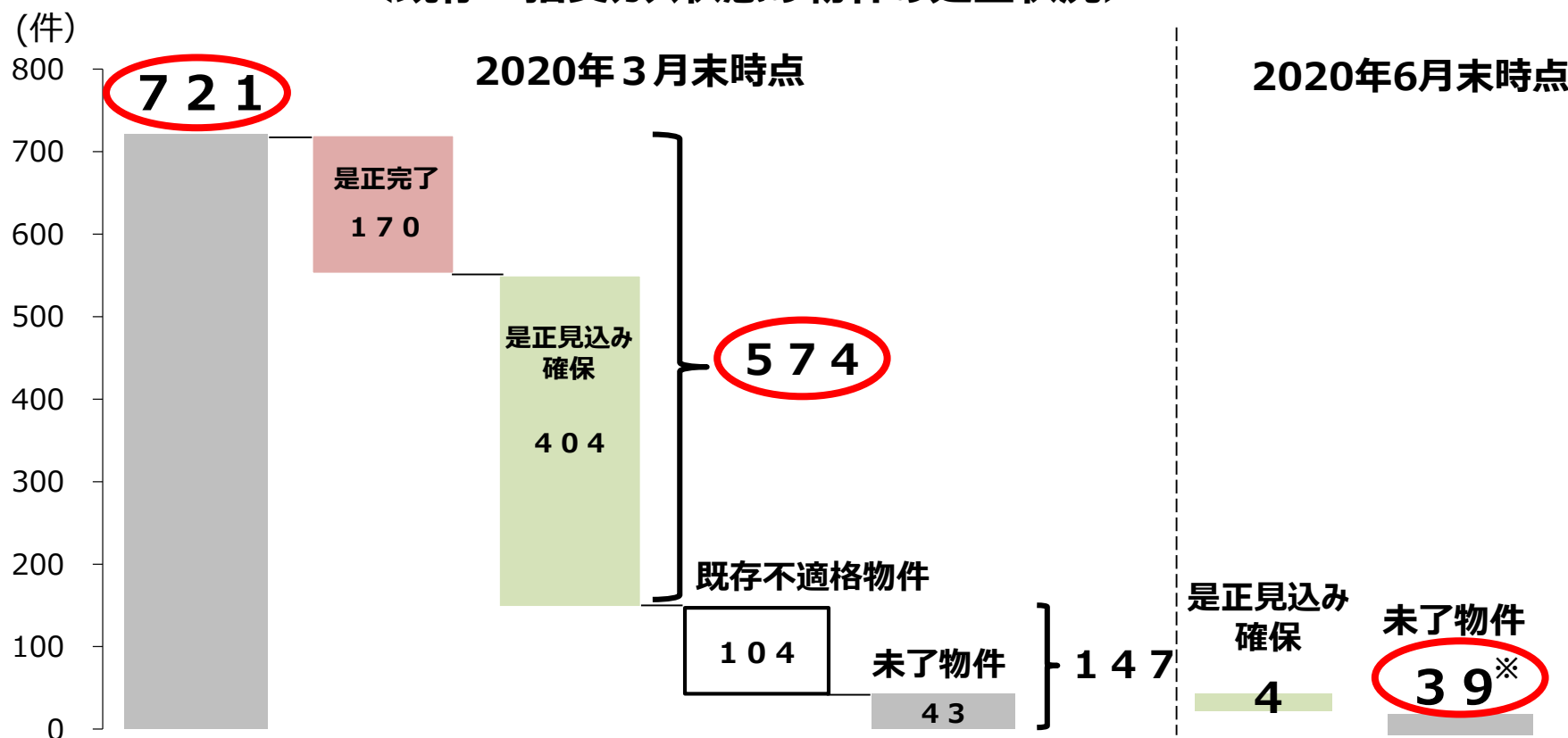


日本ガス協会説明資料

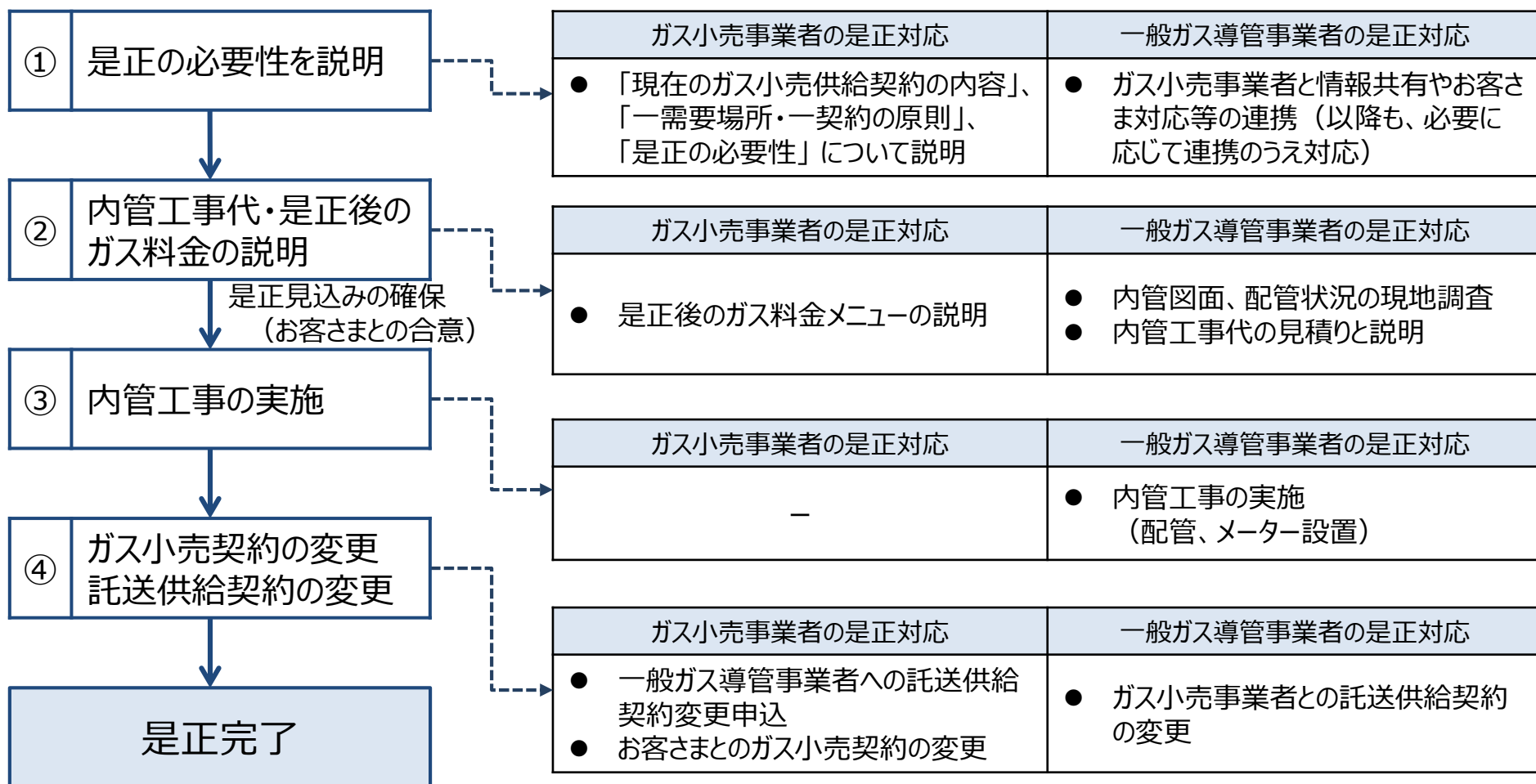
- 2020年4月から6月末までの対応で、新たに4件の是正見込みの確保ができたことから、仮に「既存不適格物件は増改築等の機会に是正することとする」との考え方が採用された場合、2020年6月末時点での既存一括受ガス物件は39件※となる。

＜既存一括受ガス状態の物件の是正状況＞



※ 未了物件39件のうち1件は、是正についてお客さまと合意できており、確認書面の受領待ちの状況。

- ガス事業者は、通常、①是正の必要性の説明、②内管工事代と是正後のガス料金の説明、③内管工事の実施、④ガス小売契約・託送供給契約の変更 というフローで対応している。

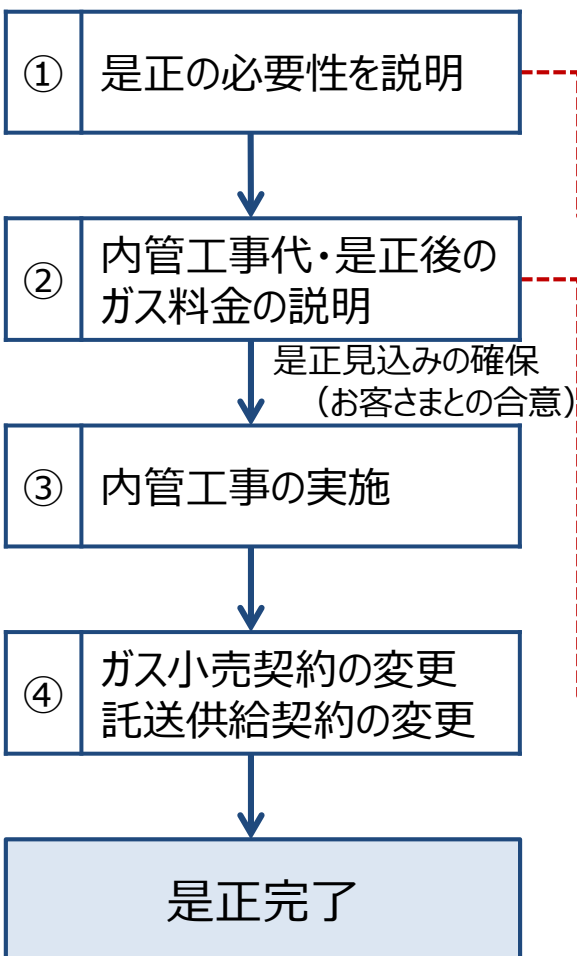


3 是正交渉が進展しない理由

- 既存不適格物件以外では是正見込みの確保ができていない39件※については、「**会計主体の考え方の違い**」や「**内管工事代の負担**」、「**ガス料金の上昇**」といった理由から、お客さまのご理解が得られていない状況。

※ うち1件は、是正についてお客さまと合意できており、確認書面の受領待ち

物件数	1件
-----	----



是正見込みの確保の交渉が進展しない理由① 物件数 6件

会計主体の考え方の違い（消化仕入れ物件）

⇒ 需要場所の考え方について、お客さまからご理解を得られない。

【具体的なお客さまの声（一例）】

当社は「消化仕入れ」を実施しているため、需要場所は1つとの認識である。

是正見込みの確保の交渉が進展しない理由② 物件数 32件

「内管工事代の負担※」や「ガス料金の上昇」

⇒ 金銭的負担の発生について、お客さまからご理解を得られない。

【具体的なお客さまの声（一例）】

内管工事代の負担について、金額の大小は関係なく、一切承諾できない。

是正することでテナントごとのガス料金が上昇してしまうため、是正には応じられない。

※ 大規模商業施設で需要家が費用負担する内管工事代は、数百万円程度のケースもある。

- 託送供給約款では、「店舗等で、1 建物内に会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を 1 需要場所とすること」が規定されている。
- 「消化仕入れを採用しており、テナントの商品売上は全て百貨店に計上されるため、会計主体は各テナント（複数）ではなく、1 建物全ての会計主体が百貨店（1 つ）」と主張されているお客さまには、是正へのご理解をいただけていない状況。

託送供給約款における需要場所の考え方

(出典) モデル託送約款

1 2 需要場所

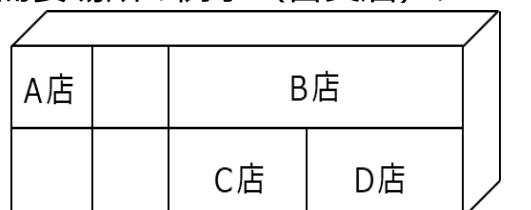
(1) 当社は、1 構内をなすものは 1 構内を、また、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。

(略)

②店舗、官公庁、工場その他

1 構内又は 1 建物に 2 以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を 1 需要場所といたします。

<需要場所の例示（百貨店）>

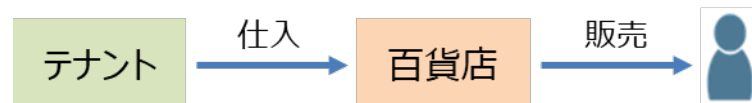


1 つの建物（百貨店）に会計主体が異なるテナント（A店～D店）がある場合、**A店～D店のそれぞれが需要場所となり、テナントごとに託送供給契約を締結することが必要となる。**

消化仕入れ物件におけるガス契約の考え方

【お客さま（一部の百貨店様）の主張】

百貨店が消費者に販売（売上）している以上、各テナントにおける**会計主体は百貨店であることから、（各テナントでのガス使用者も百貨店と考えるべきであり）1 建物が 1 需要場所である。**



※ 「消化仕入れ」とは、主に百貨店等でみられる取引形態（商慣習）のこと。消費者が購入した時点で、百貨店の売上とテナントからの仕入が、同時に発生する。

【ガス事業者の考え】

1 建物は 1 需要場所とすることが原則であるが、**2 以上の会計主体がある場合には、ガスの使用実態からみて、独立した区画（使用場所）として区分・把握することになる。**

会計主体とは、消費者に対する販売主体ではなく、**独立して 1 つの会計主体を整理していると認められる主体（法人単位）との解釈であるため、1 建物が 1 需要場所ではなく、1 建物内に需要場所が複数存在しているもの**と考える。ガス小売契約において、お客さま間の公平性や、ガス事業法で定められた需要家保護の確保のために、**ガスの最終使用者であるテナントとガス小売契約を締結することが必要。**

- 一般的なガス料金は、使用量が多くなるほど単価が安くなる“逓減料金”であるため、一括受ガス状態の物件においては、複数のテナントのガス使用量を合算したガス使用量に対する単価が適用されることで、各テナントには割安な単価が適用されている。
- 一括受ガス状態を是正した場合、各テナントに適用される単価は適正化されることになるが、是正前に比べて割高な水準となる。

<是正後のガス料金の上昇（イメージ）>

【是正前の各テナントへの適用単価】

	使用量	単価
テナント合計 (A+B+C)	100m ³	230円

一括受ガス状態の是正

【是正後の各テナントへの適用単価】

	使用量	単価
テナントA	60m ³	240円
テナントB	20m ³	290円
テナントC	20m ³	290円

<ガス料金の単価の推移（イメージ）>

